新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月16日

新潟県企業管理者 小 林 康昌

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

īE 後 改 正 改 前 (用語の意義)

の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(7) (略)

- (8) 収入徴収者 収入を徴収する企業局長の権限 を次条第3項第1号の規定により専決する者及 び第4条第1項第2号の規定により委任された 者をいう。
- (9) 支出命令者 支出を命令する企業局長の権限 を次条第3項第2号及び同条同項ただし書の規 定により専決する者、第4条第1項第3号の規 定により委任された者並びに第4条の2の規定 により専決する者をいう。

別表第1 (第3条関係)

収入原因行為

(略)

支出負担行為

	科目等	次長	課長	課長 補佐
1 収	(略)			
益 的	(9) (略)			
支出	電気、機械、	2 億	1 億	
	土木及び建	円 未	<u>円</u> 未	
	築工事費	<u>満</u>	<u>満</u>	
	(略)	(略)		
	(略)	•		
2 資	(1) (略)	(略)		
本 的		2 億	1 億	
支出	工事費	円未	<u>円</u> 未	
		<u>満</u>	<u>満</u>	
	(略)	(略)		
	(2) (略)	(略)		
		2 億	1 億	
	造成工事費	<u>円</u> 未	<u>円</u> 未	
		<u>満</u>	<u>満</u>	
	(略)	(略)		
	(略)			
(略)			•	

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

(用語の意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 │第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)~(7) (略)
 - (8) 収入徴収者 収入を徴収する企業局長の権限 を次条第3項第1号の規定により専決する者及 び第4条第2項の規定により委任された者をい う。
 - (9) 支出命令者 支出を命令する企業局長の権限 を次条第3項第2号及び同条同項ただし書の規 定により専決する者、第4条第3号の規定によ り委任された者並びに第4条の2の規定により 専決する者をいう。

別表第1 (第3条関係)

収入原因行為

(略)

士山舟坦怎为

支出負担行為					
科目等		次長	課長	課長 補佐	
1 収	(略)				
益的	(9) (略)				
支出	電気、機械、	1 億	<u>5, 000</u>		
	土木及び建	<u>円</u> 未	万 円		
	築工事費	<u>満</u>	未満		
	(略)	(略)			
	(略)				
2 資	(1) (略)	(略)			
本 的		1 億	5,000		
支出	工事費	<u>円</u> 未	万円		
		<u>満</u>	未満		
	(略)	(略)			
	(2) (略)	(略)			
		1 億	<u>5, 000</u>		
	造成工事費	<u>円</u> 未	万円		
		<u>満</u>	未満		
	(略)	(略)			
	(略)				
(略)	(略)				

| 別表第2(第4条、第4条の2関係)

収入原因行為 (略)

支出負担行為

<u>ДШДБІ</u>	3 319		
		事業所長	次長に専
科目等		に委任す	決させる
		る範囲	範囲
1 収	(略)		
益的支	(6) (略)		
出	電気、機械	1億円未	
	工事費	<u>満</u>	
	(略)	(略)	
	(略)		
2 資	(1) (略)	(略)	
本的支	電気、機械	1億円未	
出	工事費	<u>満</u>	
	(略)	(略)	•
	(略)	•	
(略)			

収入原因行為 (略) 支出負担行為

/ч	• •		
		事業所長	次長に専
科目等		に委任す	決させる
		る範囲	範囲
1 収	(略)		
益的支	(6) (略)		
出	電気、機械	5,000 万	
	工事費	<u>円未満</u>	
	(略)	(略)	
	(略)		
2 資	(1) (略)	(略)	
本的支	電気、機械	5,000 万	
出	工事費	円未満	
	(略)	(略)	
	(略)		
(略)			

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。